

2019 年度 建築士定期講習テキスト

参考資料（情報提供）

※建築士定期講習テキスト 2019 年度 正誤表付

『令和元年度建築士定期講習 受講者のための情報提供』のホームページを開設しました。
追加発行された参考資料などの情報提供資料を掲載しております。

下記の URL 又は右の QR コードからご確認ください。

<https://www.jaic.or.jp/koshuannai/teikikoshu/R1ss.html>



この参考資料は、標記の情報提供を目的として作成しております。
なお、詳しい内容については、下記の国土交通省ホームページ等にてご確認ください。

1. 建築基準法の一部を改正する法律(平成 30 年法律第 67 号)について
http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_tk_000097.html
2. 建築物省エネ法のページについて
http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku_house_tk4_000103.html

平成 30 年 6 月公布 建築基準法の一部を改正する法律について

「平成 30 年 6 月公布「建築基準法の一部を改正する法律」について」(本テキスト p.I-2～11 参照)のうち、「公布の日(平成 30 年 6 月 27 日)から 1 年以内に施行するもの」は、令和元年 6 月 25 日に施行されました。改正に関する政令、省令、告示等については、国土交通省ホームページをご確認ください。

2019 年度 建築士定期講習テキスト 正誤表

2019 年度 建築士定期講習テキストに以下の誤りがありましたので、訂正してください。

(アンダーラインが訂正箇所)

位置	誤	正
p. I -9 22 行目	(3) 延焼のおそれのある部分の見直し(法第 2 条第 <u>九号</u>)	(3) 延焼のおそれのある部分の見直し(法第 2 条第 <u>六号</u>)
p. I -12 15 行目	……については、法令により一律に定期報告の対象とされた。(1.2.6、2.3.2 参照)	……については、法令により一律に定期報告の対象とされた。(2.3.2 参照)
p. I -16 24 行目	としている。1.1.2 の規制的措施(適合義務、届出等)については平成 29 年 4 月に施行され、 <u>1.1.3</u> の誘導的措施は平成 28 年 4 月に施行された。……	としている。1.3.2 の規制的措施(適合義務、届出等)については平成 29 年 4 月に施行され、 <u>1.3.3</u> の誘導的措施は平成 28 年 4 月に施行された。……

令和元年 5 月公布 建築物省エネ法の改正について

「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」(ここでは「建築物省エネ法」といいます。)が平成 27 年に公布されて、平成 29 年 4 月に全面的に施行されました。(本テキスト p.I-16~参照)

その間、平成 28 年 11 月に発効された「パリ協定」を踏まえた温室効果ガス排出量の削減目標の達成等に向け、住宅・建築物の省エネルギー対策の強化が喫緊の課題となっており、これらを踏まえた住宅・建築物分野の温室効果ガス削減目標の達成等に向け、住宅・建築物の省エネ性能の向上を進めるため、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律」が令和元年 5 月 17 日に公布されました。

公布の日(令和元年 5 月 17 日)から 2 年以内に施行

1. **オフィスビル等** オフィスビル等に係る建築確認手続きにおいて省エネ基準への適合を要件化

○省エネ基準への適合を建築確認の要件とする建築物の対象を拡大

(延べ面積の下限を 2000 m²から 300 m²に見直すことを想定)

第 11 条関係

公布の日(令和元年 5 月 17 日)から 6 か月以内に施行

2. **オフィスビル等** 複数の建築物の連携による取組の促進

○省エネ性能向上計画の認定(容積率特例)[※]の対象に、複数の建築物の連携による取組を追加

第 29 条、第 30 条、第 35 条関係

(新第 34 条、第 35 条、第 40 条関係)

※新築等の計画が誘導基準に適合する場合に所管行政庁の認定を受けることができる制度。認定を受けた場合には、省エネ性能向上のための設備について容積率が緩和されます。

公布の日(令和元年 5 月 17 日)から 6 か月以内に施行

3. **マンション等** マンション等に係る計画届出制度の監督体制の強化

○所管行政庁による計画の審査(省エネ基準への適合確認)を合理化(民間審査機関の活用)し、省エネ基準に適合しない新築等の計画に対する監督(指示・命令等)体制を強化

第 19 条関係

公布の日(令和元年 5 月 17 日)から 2 年以内に施行

4. **戸建住宅等** 設計者から建築主への戸建住宅等に係る省エネ性能に関する説明の義務付け

○小規模(延べ面積 300 m²未満を想定)の住宅・建築物の新築等の際に、設計者(建築士)から建築主への省エネ性能に関する説明を義務付けることにより、省エネ基準への適合を推進

新第 27 条関係

公布の日(令和元年 5 月 17 日)から 6 か月以内に施行

5. **戸建住宅等** 大手住宅事業者の供給する戸建住宅等へのトップランナー制度の全面展開

○建売戸建住宅を供給する大手住宅事業者に加え、注文戸建住宅・賃貸アパートを供給する大手住宅事業者を対象に、トップランナー基準(省エネ基準を上回る基準)に適合する住宅を供給する責務を課し、国による勧告・命令等により実効性を担保

第 28 条の 3、第 28 条の 4 関係(新第 32 条、第 33 条関係)